

臨時株主総会 招集ご通知

日時

2025年 7 月 23 日（水曜日）
午前 10 時（受付開始：午前 9 時）

場所

東京都江東区有明三丁目 4 番10号
TFTビル西館 2 階 TFTホール300

議案

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目 次

- 株主総会招集ご通知…………… 1
- 株主総会参考書類…………… 5

毎年3月開催の定時株主総会とは開催場所が異なりますので、ご注意ください。
また、本株主総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産のご用意及び軽食のご提供は行いませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

証券コード6425
2025年7月8日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目7番26号
有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表取締役社長 岡 田 知 裕

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、会社法第325条の3の規定に従って、電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.universal-777.com>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニュー（又は画面右上三本の水平線アイコン）より「企業・IR」、「投資家情報」、「IR資料室」を順に選択いただき、「株主総会」欄よりご確認ください。)

【株主総会資料掲載用ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6425/25260872/>



【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユニバーサルエンターテインメント」又は「コード」に当社証券コード「6425」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数をおかけいたしますが、株主総会参考書類（5～23頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に記載の方法により、2025年7月22日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目4番10号
TFTビル西館2階 TFTホール300
（毎年3月開催の定時株主総会とは開催場所が異なりますので、ご注意ください。）

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎本株主総会においては、スマート行使を含むインターネットによる議決権行使をご利用いただけますので、ご活用ください。（詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）をご覧ください。）
- ◎ご来場の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年7月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年7月22日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年7月22日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

同封紙に「見本」

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

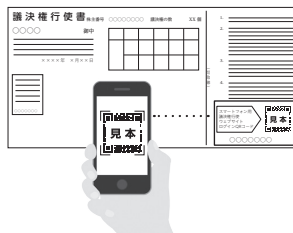
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

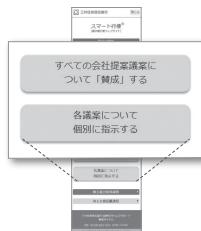
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

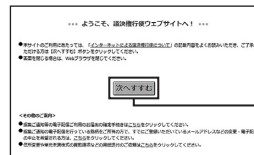
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の効力発生時期

本定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力が生じるものといたします。

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会がこれを定める。 ③ (条文省略) 第3章 優先株式 (優先配当金) 第13条 当会社は、第52条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下、「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下、「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率(10パーセントを上限とする。)を乗じて算出した額の金銭(以下、「優先配当金」という。)による剰余金の配当を行う。 ②～③ (条文省略) 第14条～第21条 (条文省略) 第4章 株主総会 第22条～第28条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第12条 (現行どおり) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会決議によって委任を受けた取締役がこれを定める。 ③ (現行どおり) 第3章 優先株式 (優先配当金) 第13条 当会社は、第48条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下、「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下、「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率(10パーセントを上限とする。)を乗じて算出した額の金銭(以下、「優先配当金」という。)による剰余金の配当を行う。 ②～③ (現行どおり) 第14条～第21条 (現行どおり) 第4章 株主総会 第22条～第28条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第29条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第30条 (条文省略) ② (条文省略) (新設) ② (条文省略) (取締役の任期) 第31条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ②任期の満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 (新設)	第5章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第29条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 ②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (取締役の選任方法) 第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③第1項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。 ④ (現行どおり) (取締役の任期) 第31条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として、または増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 ④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第32条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 ②当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第33条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第34条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第35条～第37条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第38条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(代表取締役及び役付取締役) 第32条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 ②当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第33条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第34条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第35条～第37条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第38条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第39条
	<u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第6章 監査役及び監査役会	(削除)
<u>(監査役の数)</u>	(削除)
第39条	
<u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	
<u>(監査役の選任方法)</u>	(削除)
第40条	
<u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u>	
<u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
第41条	
<u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
第42条	
<u>当会社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</u>	

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第43条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第44条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第45条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第46条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(削除)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の報酬等)</u> 第47条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(新設) (新設)	第6章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の権限)</u> 第40条 <u>監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第41条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第42条 <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第43条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第7章 会計監査人 第48条～第49条 (条文省略)	第7章 会計監査人 第44条～第45条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(会計監査人の報酬等) 第50条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の 同意を得て定める。 第8章 計算 第51条～第54条 (条文省略) (新設)	(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員</u> <u>会</u>の同意を得て定める。 第8章 計算 第47条～第50条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 2025年7月23日開催の臨時株主総会の決議による 定款の一部改正 (以下、単に「一部改正」とい う。)の効力が生ずる前にした行為による監査役 (監査役であった者を含む。)の責任の免除及び 一部改正の効力が生ずる前に当会社と監査役との 間で締結した会社法第423条第1項の責任を限定す る契約については、一部改正が効力を生ずる前の 第46条は、一部改正が効力を生じた後も、なお効 力を有する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	おかだ ともひろ 岡田 知裕 (1967年9月1日生)	1991年4月当社 入社 1995年6月当社 取締役 1995年8月当社 取締役経営企画室長 1997年8月当社 取締役開発本部付 1999年6月当社 取締役管理本部長 2000年6月当社 取締役IR広報室長 2007年7月 Aruze USA, Inc. 取締役 2008年6月当社 取締役 2015年6月当社 取締役退任 2024年8月 Okada Holdings Limited 董事（現任） 2024年9月当社 代表取締役社長（現任） 2025年5月 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役（現任） [当社における地位及び担当] 代表取締役社長、経営統括 [重要な兼職の状況] Okada Holdings Limited 董事 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
2	しょうじ よしゆき 庄子 善行 (1954年12月12日生)	1979年4月 いすゞ自動車(株) 入社 2001年10月 当社 入社 法務室長 2002年3月 当社 総合企画室部長 2002年6月 当社 法務・海外事業管理室長 2003年6月 当社 法務室長 2003年12月 当社 海外事業室長 兼 法務室長 2004年6月 当社 海外事業室長 2005年4月 当社 海外法務・コンプライアンス部長 2005年8月 当社 総合企画室部長 2006年12月 当社 再入社 ゲーミングコンプライアンス室長 2007年1月 当社 執行役員 ゲーミングコンプライアンス室長 2008年6月 当社 ゲーミングコンプライアンス室長 2019年3月 当社 再々入社 ゲーミングコンプライアンス室長 2021年4月 当社 ゲーミングコンプライアンス室長 兼 内部監査室長 2024年11月 当社 常務執行役員 ゲーミングコンプライアンス室長 兼 内部監査室長 2025年3月 当社 取締役(現任) 2025年3月 Tiger Resort Asia Limited 取締役(現任) 2025年3月 Brontia Limited 取締役(現任) 2025年5月 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役(現任) [当社における地位及び担当] 取締役、海外事業統括、法務・知財担当 [重要な兼職の状況] TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役 Brontia Limited 取締役	600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数
3	※ やなぎ かずゆき 柳 一之 (1969年5月24日生)	1993年 4 月 当社 入社 2005年 4 月 当社 開発本部SV開発部 課長代理 2007年 7 月 当社 開発本部映像ソフト開発課長 2007年10月 (株)セブンワークス (現当社) 転籍 ビジュアルコンテンツ部 次長 2008年 4 月 同社 ビジュアルコンテンツ部長 2008年10月 同社 システムソリューション部長 2009年 2 月 アルゼマーケティングジャパン(株) (現当社) 転籍 開発本部システムソリューション部長 2009年 6 月 当社 開発本部システムソリューション部長 2014年 5 月 当社 開発本部 副本部長 2020年 4 月 当社 開発本部 部長 2024年11月 当社 常務執行役員 開発本部 兼 経営企画室 部長 2025年 3 月 当社 専務執行役員 国内事業統括本部長 兼 開発本部長 (現任) [当社における地位及び担当] 専務執行役員 国内事業統括本部長 兼 開発本部長	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
4	※ さ か い こういちろう 酒井 綱一郎 (1957年10月3日生)	1981年 4 月(株)毎日新聞社 入社 1988年 3 月 日経マグロウヒル(株)(現(株)日経BP) 入社 1996年 7 月(株)日経BP ニューヨーク支局長 2007年 3 月(株)日経BP 取締役 2008年 3 月(株)日本経済新聞社 執行役員 2012年 3 月(株)日本経済新聞社 常務執行役員 2014年 3 月(株)日経BP 取締役 2014年 3 月(株)日本経済新聞社 客員 2014年 6 月 学校法人国際基督教大学 理事・評議員 (評議員のみ現任) 2017年 3 月(株)日経BPコンサルティング 代表取締役社長 2018年 3 月(株)日経BP 取締役副社長 2019年 3 月(株)日本経済新聞出版社 取締役副社長 2021年 3 月(株)日経BP 参与 2022年12月 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー(同) インスティテュート客員研究員(現任) 2023年 6 月 社会福祉法人愛光 副理事長(現任) [重要な兼職の状況] 社会福祉法人愛光 副理事長	—

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者岡田知裕氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社であるOkada Holdings Limitedにおける業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。
3. 岡田知裕氏以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者酒井綱一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
5. 酒井綱一郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。
 - (1) 酒井綱一郎氏は、大手新聞社をはじめ企業コミュニケーション・コンサルティングなどの豊富な経験と専門知識を有しており、経営監督機能を発揮していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営監督機能を更に強化するため、尽力いただくことが期待されます。
 - (2) 当社は、酒井綱一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

6. 本議案が原案どおり承認された場合、当社は、酒井綱一郎氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。ただし、責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定いたします。
7. 当社は、取締役候補者のうち現任の取締役である岡田知裕及び庄子善行の各氏との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを約する補償契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該補償契約を継続する予定です。また、新任の取締役候補者である柳一之氏及び酒井綱一郎氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。なお、当該補償契約によって当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が各取締役に対してその責任を追及する場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の費用や各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があった場合の費用について、当社は補償義務を負わないこと等を定めており、新たに締結する予定の補償契約においても同様といたします。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険期間が満了した場合、当該役員等賠償責任保険契約を更新する予定です。本議案が原案どおり承認され、各取締役候補者が取締役に就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

＜役員等賠償責任保険契約の内容の概要＞

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に起因して、株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害について、填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、以下の損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

- ・ 被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・ 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ・ 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社 株式の数
1	※ おくだ くにのぶ 奥田 都修 (1972年5月17日生)	2000年10月 会計士補登録 2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2010年 2 月 公認会計士登録 2018年 1 月 税理士登録 2018年 1 月 おくだ会計税務事務所開所代表（現任） 2020年11月 (株)アクシージア 社外監査役（現任） 2025年 3 月 当社社外監査役（現任） [当社における地位] 社外監査役（常勤） [重要な兼職の状況] おくだ会計税務事務所 代表	—
2	※ すずき まこと 鈴木 誠 (1966年4月21日生)	1991年11月 会計士補登録 1991年11月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年 8 月 公認会計士登録 2003年11月 税理士登録 2004年 4 月 鈴木誠公認会計士・税理士事務所開設所長（現任） 2004年 6 月 バリューコマース(株) 社外監査役 2005年 4 月 (株)マックスアカウンティング代表取締役（現任） 2007年 9 月 日本公認会計士協会 租税政策検討部会 専門委員 2015年 6 月 当社社外監査役（現任） 2017年 3 月 バリューコマース(株) 社外取締役 監査等委員（現任） [当社における地位] 社外監査役 [重要な兼職の状況] 鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	※ かねこ あきよし 金子 彰良 (1969年6月23日生)	1993年4月 会計士補登録 1993年4月 中央コーパス・アンド・ライブランドコンサルティング(株) (現日本アイ・ピー・エム(株)) 入社 1997年4月 公認会計士登録 2003年2月 東京北斗監査法人(現仰星監査法人) 入所 2013年7月 仰星マネジメントコンサルティング(株) (現仰星コンサルティング(株)) 代表取締役 2015年7月 (株)加速器分析研究所 社外監査役(現任) 2017年2月 当社仮監査役 2017年6月 当社社外監査役(現任) 2018年10月 仰星監査法人 社員 2019年8月 日本公認会計士協会 中小事務所IT対応支援専門委員会 専門委員(現任) 2021年5月 仰星コンサルティング(株) 取締役(現任) 2021年10月 仰星監査法人 代表社員(現任) 2021年11月 (同)監査D&Iコンソーシアム代表社員仰星監査法人 職務執行者(現任) [当社における地位] 社外監査役 [重要な兼職の状況] 仰星監査法人 代表社員 (同)監査D & I コンソーシアム 代表社員 仰星監査法人 職務執行者 仰星コンサルティング(株) 取締役	—

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性に関する補足情報は以下のとおりであります。
- (1) 奥田都修氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、かつ大手監査法人においての会計監査業務、株式公開支援業務、トランザクションサービス業務に従事するなど豊富な経験と会計に関する専門的知見を備えており、当社の経営への監視機能を更に強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営への監視機能を更に強化するため、尽力いただくことが期待されます。また、同氏はこれまで社外取締役又は社外監査役(社外役員に限る。)となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の

理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任時期は、2025年3月であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、4ヶ月となります。

- (2) 鈴木誠氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験を有しており、当社の経営への監視機能を更に強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営への監視機能を更に強化するため、尽力いただくことが期待されます。なお、同氏の当社社外監査役就任時期は、2015年6月であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、10年1ヶ月となります。
- (3) 金子彰良氏は、公認会計士としての豊富な経験を有しており、当社の経営への監視機能を更に強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営への監視機能を更に強化するため、尽力いただくことが期待されます。なお、同氏は、2017年2月に当社仮監査役に就任し、その後、同年6月に当社社外監査役に就任しました。当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年1ヶ月、仮監査役としての在任期間を含めると8年5ヶ月となります。
- (4) 当社は、奥田都修、鈴木誠及び金子彰良の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役候補者である奥田都修、鈴木誠及び金子彰良の各氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。ただし、責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は、奥田都修氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木誠及び金子彰良の各氏との間では、監査役から監査等委員である取締役への地位の変更に伴って従前の契約文言を調整する必要があるため、改めて同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、監査等委員である取締役候補者である奥田都修、鈴木誠及び金子彰良の各氏との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを約する補償契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、改めて各氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。なお、当該補償契約によって当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が各取締役に対してその責任を追及する場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の費用や各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があった場合の費用について、当社は補償義務を負わないこと等を定めており、改めて締結する予定の補償契約においても同様いたします。

7. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険期間が満了した場合、当該役員等賠償責任保険契約を更新する予定です。本議案が原案どおり承認され、各監査等委員である取締役候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

＜役員等賠償責任保険契約の内容の概要＞

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に起因して、株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害について、填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、以下の損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

- ・被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求

(ご参考)

第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案が承認された場合の役員構成及びスキル・マトリックス

氏名	属性	経験・専門性									
		経営	遊技機事業	IR事業	ガバナンス	法務 コンプライアンス	会計・財務	人事	IT 技術 研究 開発	国際性	サステナビリティ
取締役 岡 田 知 裕	再任	●	●		●				●		●
取締役 庄 子 善 行	再任	●	●	●	●	●		●		●	
取締役 柳 一 之	新任		●					●	●		●
取締役 酒 井 綱 一 郎	新任 (独立社外)	●			●	●		●		●	●
取締役 奥 田 都 修	新任 (独立社外) 監査等委員				●	●	●				
取締役 鈴 木 誠	新任 (独立社外) 監査等委員	●			●		●				
取締役 金 子 彰 良	新任 (独立社外) 監査等委員					●	●		●		

(注) 上記の一覧表に掲げたスキルは、各人が有する全てのスキル・専門性を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、年額20億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）としてご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、その員数・構成及び職責などを勘案して、年額10億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

なお、本議案については、公正・透明性・客観性を確保するために設置した、取締役会の任意諮問機関として過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の協議を経ていることから、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものといいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額について、その員数・構成及び職責などを勘案して、年額1億2千万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案については、公正・透明性・客観性を確保するために設置した、取締役会の任意諮問機関として過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の協議を経ていることから、その内容は相当であると考えております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものといいたします。

以 上

メモ欄

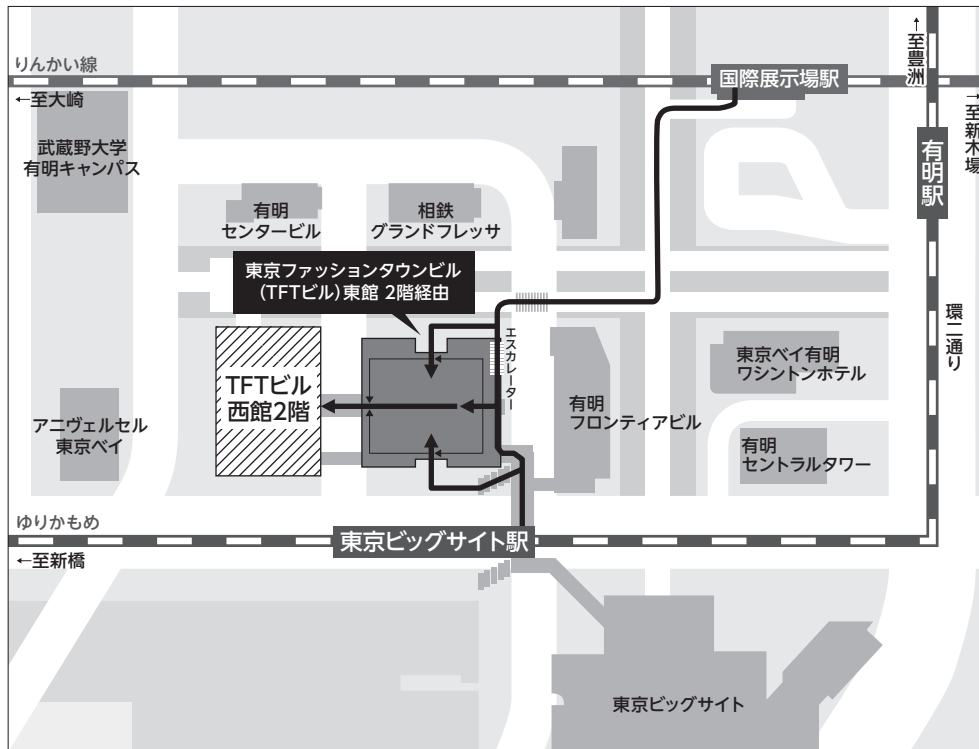
メモ欄

メモ欄

株主総会会場のご案内

- 会 場 東京都江東区有明三丁目4番10号
TFTビル西館2階 TFTホール300
※毎年3月開催の定時株主総会とは開催場所が異なりますので、ご注意ください。
※TFTビル西館2階入口へは、TFTビル東館2階から屋外連絡通路をご利用ください。

- 最 寄 駅 ・ゆりかもめ「東京ビッグサイト」駅下車 徒歩3分
・りんかい線「国際展示場」駅下車 徒歩7分



◎駐車場のご用意がございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。